

「段階別定額制」から「定額制＋定率制」に移行した場合 のシミュレーション結果の概要

○シミュレーションの対象とした保険者

	保険者の規模	第3期	
		保険料基準額(月額)	最高段階額(月額)
A保険者	被保険者数40万人以上の保険者	約4,200円	約8,300円
B保険者	被保険者数30万人以上の保険者	約4,700円	約9,400円
C保険者	被保険者数5万人以上の保険者	約4,800円	約9,600円
D保険者	被保険者数1万人以下の保険者	約4,400円	約6,500円

○シミュレーションにおける変数

①年金収入からの控除額

- a 0円
- b 80万円
- c 153万円(旧ただし書き方式)

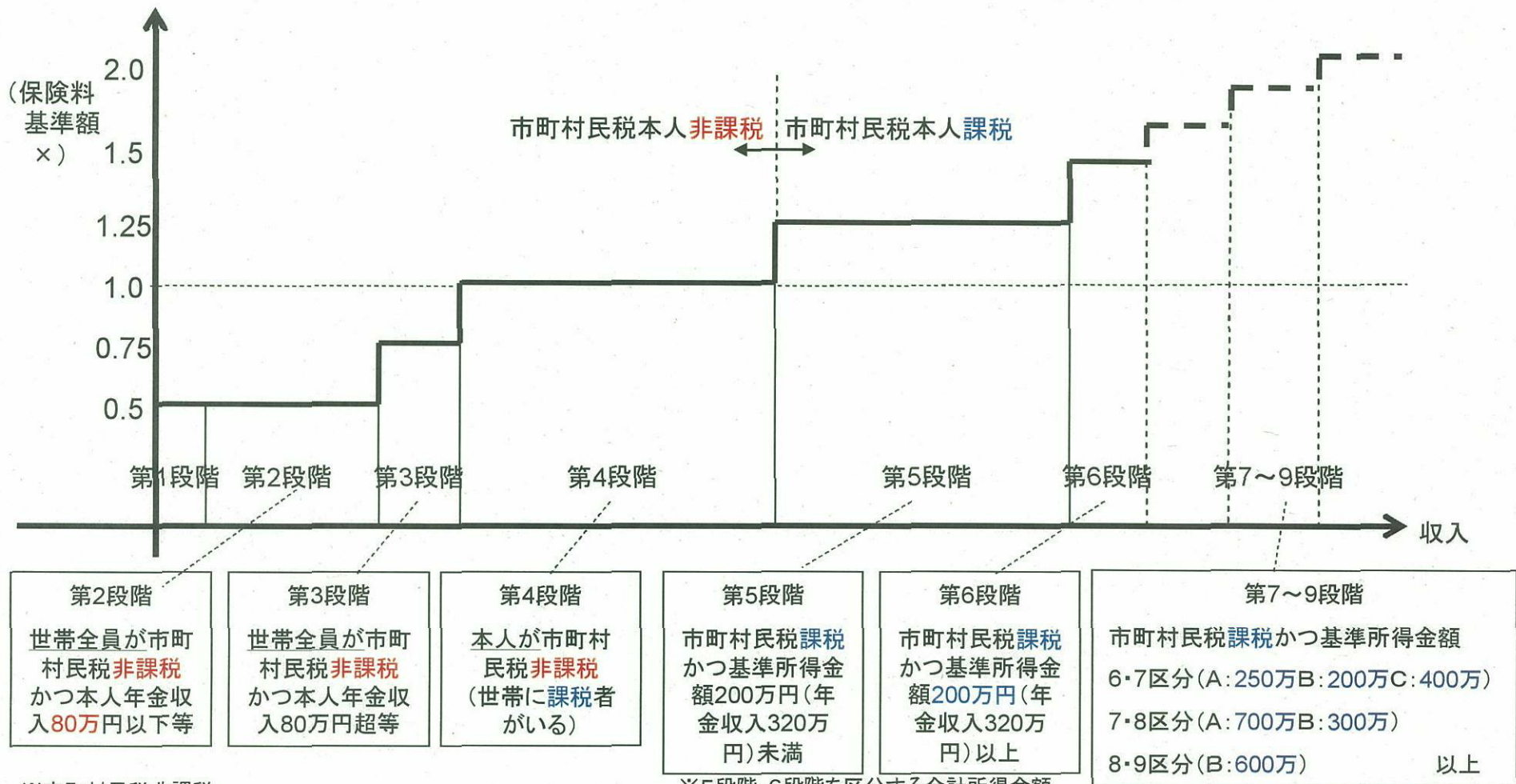
②賦課限度額(月額)

- ア 8,000円
- イ 10,000円
- ウ 12,000円

③応能・応益割合

- α 60:40
- β 50:50
- γ 40:60

○現行の段階区分



※市町村民税非課税
 1人世帯・・・年金収入155万(C・D保険者は148万)までの層
 2人世帯・・・年金収入211万(C・D保険者は192.8万)までの層

※5段階・6段階を区分する合計所得金額はA保険者は150万、B保険者は147万

※シミュレーションにおいては、第3段階、第5段階については、3人以上の世帯を除いて計算。

※A・B保険者は生活保護区分1級地、C・Dは生活保護区分3級地。

シミュレーション結果一覧

賦課限度額を変更

パターン1

①控除額	c 153万円
②賦課限度額	ア 8,000円
③応能:応益	β 50:50

(応能)A:3.2% B:9.2% C:不均衡 D:不均衡
(応益)A:2,075 B:2,347 C:不均衡 D:不均衡

パターン2

①控除額	c 153万円
②賦課限度額	イ 10,000円
③応能:応益	β 50:50

(応能)A:2.63% B:4.52% C:8.53% D:17.76%
(応益)A:2,075 B:2,347 C:2,400 D:2,175

パターン3

①控除額	c 153万円
②賦課限度額	ウ 12,000円
③応能:応益	β 50:50

(応能)A:2.41% B:3.96% C:6.52% D:9.54%
(応益)A:2,075 B:2,347 C:2,400 D:2,175

※不均衡・・・料率を100%にしても、保険料必要
収納額を賄うことができないことをいう。

応能応益割合を変更

パターン4

①控除額	c 153万円
②賦課限度額	ア 8,000円
③応能:応益	γ 40:60

(応能)A:2.35% B:4.94% C:14.73% D:不均衡
(応益)A:2,435 B:2,691 C:2,780 D:不均衡

控除額を変更

パターン5

①控除額	b 80万円
②賦課限度額	ア 8,000円
③応能:応益	β 50:50

(応能)A:1.88% B:2.96% C:4.32% D:4.89%
(応益)A:2,075 B:2,347 C:2,400 D:2,175

パターン6

①控除額	a 0円
②賦課限度額	ア 8,000円
③応能:応益	β 50:50

(応能)A:1.16% B:1.56% C:1.86% D:1.87%
(応益)A:2,075 B:2,347 C:2,400 D:2,175

○他制度の料率

国民健康保険料（税）の料率（4方式の場合）

世帯の総所得金額等	×	所得割率	7.36%	}	応能割額
世帯の固定資産税額	×	資産割率	18,973円 (約1,581円/月)		
世帯の被保険者数	×	均等割額	23,230円 (約1,936円/月)	}	応益割額
		平等割額	24,002円 (約2,000円/月)		

※料率は平成18年度の全国平均値(速報値)。ただし資産割は定額として算定。

後期高齢者医療保険料の料率

被保険者の総所得金額等	×	所得割率	(6.53%~ 9.63%)	}	応能割額
		均等割額	35,300円~ 50,935円 (約2,942円~ 約4,245円/月)		

※料率は平成20年度の各広域連合の設定状況(平成19年12月3日現在)